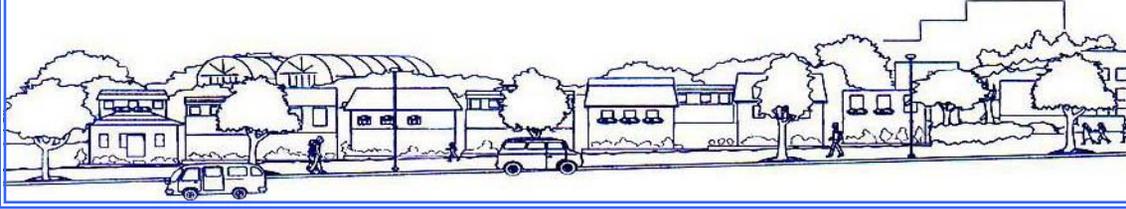


北小岩一丁目東部地区



No.58

2009/12/3

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区について、都市計画が決定

日ごろより区政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

11月12日（木）に開催された「平成21年度第1回江戸川区都市計画審議会」において、東京都市計画土地区画整理事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業の決定について審議の結果、同意の答申が出され、11月24日（火）に施行区域の告示を行いました。

今回、決定された内容は、北小岩一丁目東部地区において土地区画整理事業を施行する区域です。決定内容と施行区域については下記のとおりです。

なお、今回決定された内容は、まちづくりの区域を決めたものであり、まちづくりの内容については、今後もまちづくり懇談会等で皆さまとお話し合いをしていきます。

都市計画決定の内容

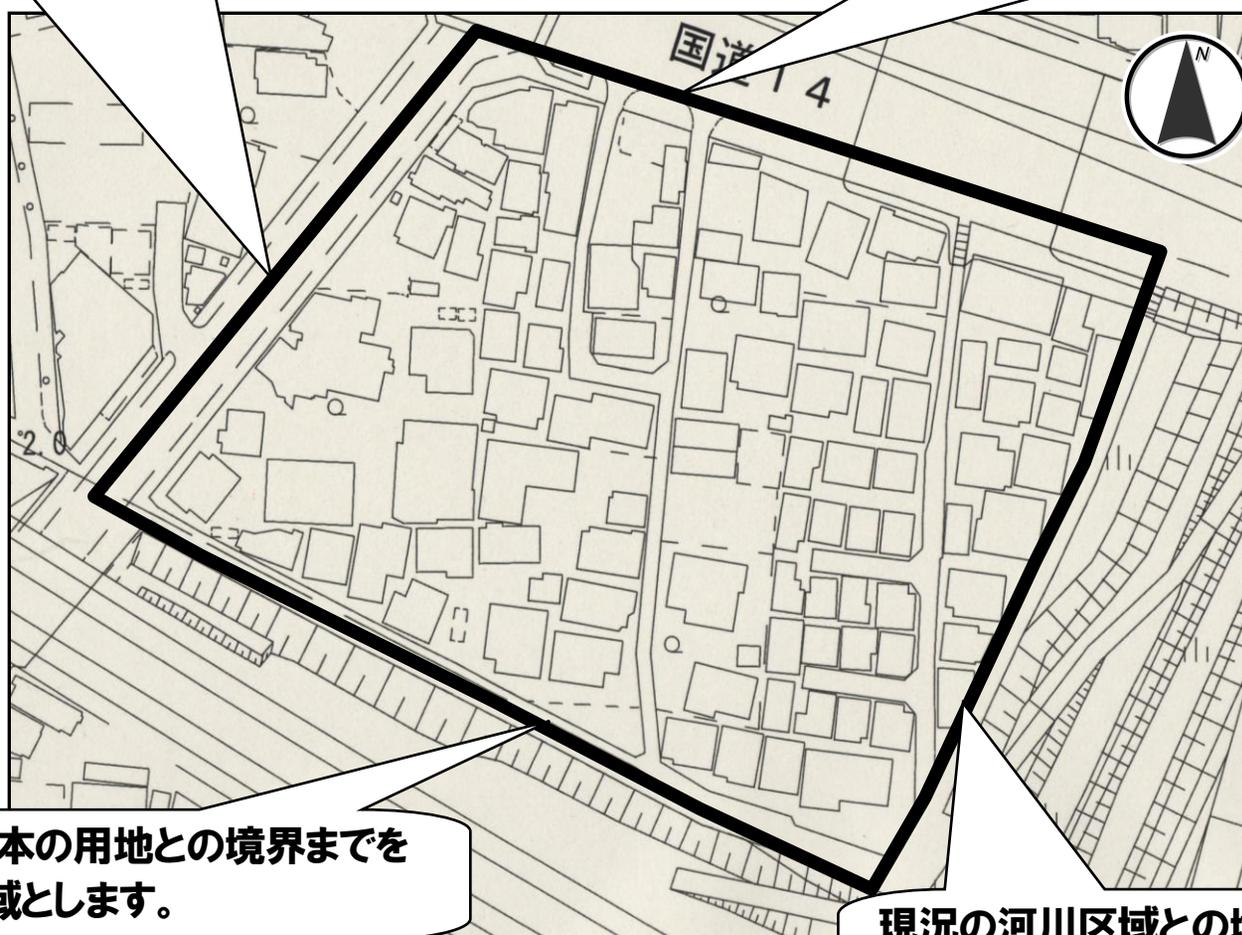
名 称		北小岩一丁目東部土地区画整理事業				
面 積		約1.4ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線街路	放射第14号線	5m (25m)	約 150m	既決定
		補助線街路	第142号線	8m (16m)	約 90m	既決定
	区画道路については、土地利用を考慮し、幅員4～6mで適宜配置する。					
	公 園 及び 緑 地	地区に隣接して公園・広場としての機能を持つ施設を配置する計画であるため、施行区域内に公園及び緑地の新設は行わない。				
宅地の整備		土地利用計画、街区の規模等については、住宅地としての土地利用を考慮のうえ、これに適應して定めるものとする。				

※幅員の()は全幅員です

計画図（太線内が土地区画整理事業を施行する区域）

現況道路中心線までを施行区域とします。

放射第14号線の側道までを施行区域とします。



JR 東日本の用地との境界までを施行区域とします。

現況の河川区域との境界までを施行区域とします。

今後の事業化について

現在、建物調査を希望された方々に、土地区画整理事業が行われた場合の補償額の概算を説明させていただいています。まだ調査を実施していない皆さまも是非、お申し込みをお願いします。

今後、事業化について、より具体的な内容を懇談会の中で説明させていただく予定です。詳細は改めてお知らせします。

これからも皆さまとお話し合いし、早期に事業化できるように取り組んでまいります。

なお、今回の都市計画決定に伴い、建物の建築については、都市計画法第53条の規定により、下記の制限があります。

建築できる建物

次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるもの

① 2階以下で、かつ、地階を有しないこと

② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

TEL 5668-5877

※火曜日・木曜日(祝日除く)午前9時～午後4時30分まで

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

寒露

